

大規模小売店舗の変更に関する届出

由利本荘市告示第 1 1 1 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和 6 年 1 2 月 3 日

由利本荘市長 湊 貴信

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社秋田フードセンター 代表取締役 齋藤 寛之
秋田県秋田市御所野湯本六丁目 2 番 4 0 号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナイス本荘インター店
秋田県由利本荘市上大野 1 1 4 番地 外 2 9 筆

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐輪場の位置

(変更前)

施設名	位置	収容台数
駐輪場 1	A 棟南側	1 8 台
駐輪場 2	A 棟南側	1 5 台
駐輪場 3	A 棟東側	4 9 台
駐輪場 4	A 棟東側	1 5 台
駐輪場 5	B 棟東側	3 3 台
駐輪場 6	B 棟東側	3 0 台
合計		1 6 0 台

(変更後)

施設名	位置	収容台数
駐輪場 1	A 棟南側	1 8 台
駐輪場 2	A 棟南側	1 5 台
駐輪場 3	A 棟東側	4 9 台
駐輪場 4	A 棟東側	1 5 台
駐輪場 5	B 棟北東側	6 3 台
合計		1 6 0 台

②荷さばき施設の位置

(変更前)

施設名	位置	施設容量
荷さばき施設 1	A 棟南西側	3 6 . 0 m ²
荷さばき施設 2	A 棟北側	9 6 . 0 m ²
荷さばき施設 3	B 棟南西側	9 6 . 0 m ²
合計		2 2 8 m ²

(変更後)

施設名	位置	施設容量
荷さばき施設 1	A 棟南西側	3 6 . 0 m ²
荷さばき施設 2	A 棟北側	9 6 . 0 m ²
荷さばき施設 3	B 棟西側	9 6 . 0 m ²
合計		2 2 8 m ²

③廃棄物等の保管施設の位置

(変更前)

施設名	位置	移設容量
廃棄物等保管施設 1	A 棟内西側	2 3 . 0 m ³
廃棄物等保管施設 2	B 棟内西側	1 0 . 5 m ³
合計		3 3 . 5 m ³

(変更後)

施設名	位置	移設容量
廃棄物等保管施設 1	A 棟内西側	2 3 . 0 m ³
廃棄物等保管施設 2	B 棟西側	1 0 . 5 m ³
合計		3 3 . 5 m ³

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

④荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

施設名	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設 1	6 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0
荷さばき施設 2	6 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0
荷さばき施設 3	6 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0

(変更後)

施設名	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設 1	6 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0
荷さばき施設 2	6 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0
荷さばき施設 3	6 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0

(4) 変更の年月日

令和 7 年 8 月 3 日

(5) 変更する理由

店舗計画を変更したため

2 届出年月日

令和6年12月2日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

由利本荘市役所 産業振興部 商工振興課

(2) 縦覧期間

令和6年12月3日から令和7年4月3日まで

4 意見書の提出先

由利本荘市尾崎17番地 由利本荘市役所産業振興部商工振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由